

## ご寄付のお願い

日本大学芸術学部では、芸術・文化全般にわたる広い視野を持った人材を養成することを教育研究上の目的として掲げ、多彩な人材を社会に輩出してきました。芸術総合学部として芸術と文化の世界にさらなる貢献ができるよう、教育研究に要する経常的経費を対象とすご寄付を広く募っておりますので、ご支援ご検討の程よろしくごお願い申し上げます。




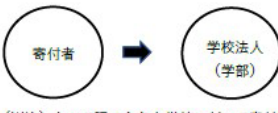
ご寄付につきましては、次の二種類の制度があります。

### 1 受配者指定寄付金

日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄付者（企業等法人）が指定した学校法人に寄付するもので、法人が寄付金を支出した事業年度において、法人税法上、当該寄付金の全額を損金の額に算入することができる制度です。

### 2 特定公益増進法人に対する寄付金

特定公益増進法人である学校法人に寄付者（個人または企業等法人）が教育研究に関連する寄付金を支出した際に、定められた算入限度額の金額を損金の額に算入し、所得控除を受けることができる制度です。

	1 受配者指定寄付金	2 特定公益増進法人に対する寄付金							
利用できる対象	<p>法人税を納めている企業等法人 ※個人は基本的に利用できません。</p> 	<p>個人または企業等法人 ※自営業者・個人事業主なども利用可です。</p> 							
概要	 <p>法人が私立学校へ寄付をする際に、学校へ直接寄付するのではなく、私学事業団を介して学校へ寄付をする形の寄付金制度です。</p>	 <p>特定公益増進法人（※注）として認められた学校に対して寄付をする場合に用いる寄付金制度です。 （※注）特定公益増進法人…「公益の増進に著しく寄与する」と言及が認定した法人を指します。</p>							
税の優遇措置内容	<p>【法人税を納めている企業等法人】 この寄付金は、企業等法人の寄付金を支出した事業年度において、所得の金額の計算上、寄付金の全額を損金に算入することができます。 なお、確定申告に際してこの手続きを受けるためには、私学事業団が発行する「寄付金受領書」が必要となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>決算利益 (損益計算書)</td> <td>-</td> <td>損金算入額 (寄付金支出全額)</td> <td>+</td> <td>損金不算入額 (益金不算入額)</td> <td>=</td> <td>所得金額 (申告調整後)</td> </tr> </table>	決算利益 (損益計算書)	-	損金算入額 (寄付金支出全額)	+	損金不算入額 (益金不算入額)	=	所得金額 (申告調整後)	<p>【個人】 算入限度額のみ損金に算入できます。 ① 所得税に関する控除 (寄付金額 - 2,000円) × 控除率 (税額控除の場合) + ② 住民税に関する控除 (寄付金額 - 2,000円) × 住民税控除率</p> <p>【企業等法人】 算入限度額のみ損金に算入できます。 算入限度額 - (資本金 × 0.375% + 当該年度所得 × 6.25%) × 1/2</p>
決算利益 (損益計算書)	-	損金算入額 (寄付金支出全額)	+	損金不算入額 (益金不算入額)	=	所得金額 (申告調整後)			
優遇措置対象となる税	法人税	所得税・法人税							
税の優遇措置に必要な申請書類	●日本私立学校振興・共済事業団が発行する「寄付金受領書」	●学校法人が発行する「寄付金領収書」 ●学校法人が発行する「学校法人の特定公益増進法人であることの証明（写）」							
寄付金入金の流れ	<p>【学校法人を介した入金】 寄付者（企業等法人）→学校法人（学部）→事業団→学校法人（学部） ※最終的に事業団から学校法人へ寄付金を配付</p>	<p>【直接入金】 寄付者（企業等法人・個人）→学校法人（学部）</p>							

寄付に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

件名は「寄付に関する問い合わせ」としていただき、「氏名」、「連絡先」を必ずご記載願います。

日本大学芸術学部会計課 E-mail: [art.kaikei@nihon-u.ac.jp](mailto:art.kaikei@nihon-u.ac.jp)